

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書（以下「公共共仕」という）によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意すること。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたてて明記すること。

5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水（舗装切断時に発生する汚泥を含む）については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならぬ。

- (1) 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- (2) 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- (3) 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめたうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4) 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- (5) 受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること。

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
特に、高速道路への影響を考慮し、落下物等がないようにすること。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めずともなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

ただし、橋梁下の高速道路の規制については、中日本高速道路㈱と調整すること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労働者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
- 7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。
- 7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

- 8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

9. 検査

- 9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. その他

- 10-1 他工事との調整は監督員及び関係施工者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 10-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 10-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

- 10-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 10-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
- 10-6 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 10-7 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。
- 10-8 環境汚染につながらる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
- 10-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 10-10 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 10-11 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。
- 10-12 橋梁管理システムの更新について、補修補強調書作成に必要な情報を提出すること。必要となる情報については、監督員に確認をもとめること。
- 10-13 足場設置後、損傷状況を調査・確認し、設計図書の精査を行い、監督員に報告すること。なお、損傷状況・補修数量等に差異が生じる場合は、監督員と協議すること。
- 10-14 既設橋梁の削孔および撤去に際し、配筋状態が把握できず、施工が困難な場合は、鉄筋探査等の実施の必要性について、監督員と協議すること。
- 10-15 はつり(チッピング)にあたっては、剥離、ひび割れ、豆板等が生じている部分や塩分を大量に含んでいる部分を出来る限り除去するものとするが、その際、健全な部分に損傷を与えないようにすること。また、はつり部分が多くなり、構造物の耐力に影響を与える可能性が大きい場合は、監督員と協議すること。

- 10-16 橋面上の舗装工(2層仕上げの基層、1層仕上げの表層について)で防水工を施工した場合は、出来型管理基準のコア採取による厚さ測定は実施しないものとする。
- 10-17 本工事に施工する橋面防水の品質は、「道路橋床版防水便覧(社)日本道路協会 平成26年8月」によるものとする。
- 10-18 橋面上での作業となる工種については、通行止め規制を行うことを想定しているが、関係機関等との協議により、これに抛り難い場合は、監督員と協議のうえ、規制方法を決定すること。
- 10-19 削孔時に既設鉄筋が干渉した場合は、直ちに削孔を中止し、監督員と協議のうえ削孔位置を調整すること。
- 10-20 既設橋梁の削孔および部材の撤去に際し、配筋状態が把握できず、施工が困難となる場合は、鉄筋探査等の実施の必要性について、監督員と協議すること。
- 10-21 受注者は、「設計施工調整会議」を実施する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。
11. 施工計画における基本方針
- 11-1 吊足場等の仮設材は高速道路の建築限界にはいらないようにする。
- 11-2 吊足場等の設置撤去や主桁下面の補修を行う際は、高速道路上に「作業車や高所作業車」を駐停車し、高速道路の規制を行う。施工途中の足場端部はシート等で確実に養生する。
- 11-3 下部工の施工においては、下部工周囲に単管足場を設置し、高速道路への影響を軽減させる。単管足場が防護柵から車道側へはみ出る場合は、路肩規制を行う。
- 11-4 規制時間帯は、中日本高速道路(株)との事前協議から、次のとおりとする。立谷橋:昼間、住山橋:夜間
- 11-5 高速道路上の交通規制は、中日本高速道路(株)が実施すること。よって、交通規制実施業者と調整すること。なお、橋面上(市道上)の交通規制は、受注者で実施すること。

11-6 橋面上の補修工事時(舗装打換、伸縮装置取替)は、既設の投物防止柵に飛散防止シートを設置する。

11-7 立谷橋は投物防止柵がないため、飛散防止シートと共にガードフェンス(H=1800)を設置する。ただし、固定のためにボルト等を使用するた
め、高速道路上では、規制を行う。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ） <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input checked="" type="checkbox"/> その他（中日本高速道路路網との調整が必要）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 制限する工種名（東名阪自動車道において、足場及び仮設材の設置、撤去及び桁下の剥落防止対策等高速道路を規制する工種については、夜間作業）、施工時期及び施工時間（昼間作業8:30～17:00 夜間作業21:00～翌6:00）施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（本工事業対象橋梁は高速道路を跨いでおり、高速道路を規制するにあたって、管理着である中日本高速道路路網と協定を締結する予定である。）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input checked="" type="checkbox"/> 別途図面 <input checked="" type="checkbox"/> その他（道路下の高速道路への安全対策） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数（2人以上）（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員配置の対象工種（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> その他（高速道路）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> プロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 安全確保（自主施工の原則） <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、発注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受け事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
仮設関係	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ 回） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 運搬距離（L = km）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地	<input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（A s 殻・C o 殻） <input checked="" type="checkbox"/> 最終処分場（汚泥） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 処分場の受入条件（ ）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理	舗装切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事支障物件あり	支障物件名（ ） 移設時期（ ） 防護（高速道路上への落下物に対する防護） その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受け事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
葉液注入関係	<input type="checkbox"/> 葉液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の適用について	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：契約図面による） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発成品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費（イメージアップ経費）適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年7月1日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日 を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示・（公財）三重県建設技術センター）に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に申し説明を求められた場合は、説明に怠らなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<p>【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】</p> <p>全ての工種に適用する。 対象工種（ ） これ以外は、一般監督とする。</p>
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<p>契約前のVE提案に基づき施工しなければならぬ。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。</p>
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<p>工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（<input checked="" type="checkbox"/> 1部 <input type="checkbox"/>（ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県CAL S電子納品運用マニュアル（平成 29年 4月改訂）を適用</p>
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真のみ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<p>本工事には産業廃棄物相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<p>三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。</p>
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<p>三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生システム）にデータを入力すること。</p>
下請関係 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<p>本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。</p>
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<p>本工事において、下請け契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。</p>
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<p>本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用によるよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受け事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者の報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてばならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

分別解体等の方法

「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法()
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3 - 1、3 - 2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （ 1 ） 解体工事に要する費用
- （ 2 ） 再資源化等に要する費用
- （ 3 ） 分別解体の方法
- （ 4 ） 再資源化等をする施設の名称及び所在地

位置図

